

資料 1

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

1. 質問事項

2. 鳥取市のごみの分類区分

3. 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

4. 一般廃棄物処理手数料の見直しについて

（1）可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について

- ① 家庭ごみの有料化について意義と経緯
- ② 有料化導入後の家庭ごみ排出量について
- ③ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の料金設定について
- ④ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の現行価格
- ⑤ 消費税との関係について
- ⑥ ごみ処理にかかる経費と原価計算（消費税率8%継続の場合）
- ⑦ ごみ処理にかかる経費と原価計算（消費税率10%に引き上げの場合）
- ⑧ 平成27年度から平成28年度末までの手数料（案）について
- ⑨ 周辺自治体における指定袋の料金状況一覧表（県東部圏域4町、県内3市、島根県主要都市2市）
- ⑩ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の歳入実績と手数料使途について

（2）可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）について

- ① 本市の可燃ごみ処理施設と可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の現行料金
- ② 家庭系・事業系別 ごみ排出量の推移
- ③ 可燃ごみ処理に係る原価計算（消費税率8%継続の場合）
- ④ 可燃ごみ処理に係る原価計算（消費税率10%引き上げの場合）
- ⑤ 平成27年度から平成28年度末までの手数料（案）について

(3) 大型ごみ処理手数料について

- ① 大型ごみ処理手数料の料金設定について
- ② 大型ごみ処理原価について
- ③ 大型ごみ処理手数料の改定品目等について
- ④ 大型ごみ処理手数料の改定案一覧表

(4) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

- ① 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について
- ② 特定家庭用機器処理手数料（現行）
- ③ 特定家庭用機器廃棄物処理手数料の改定について
- ④ 他自治体や小売業者の例

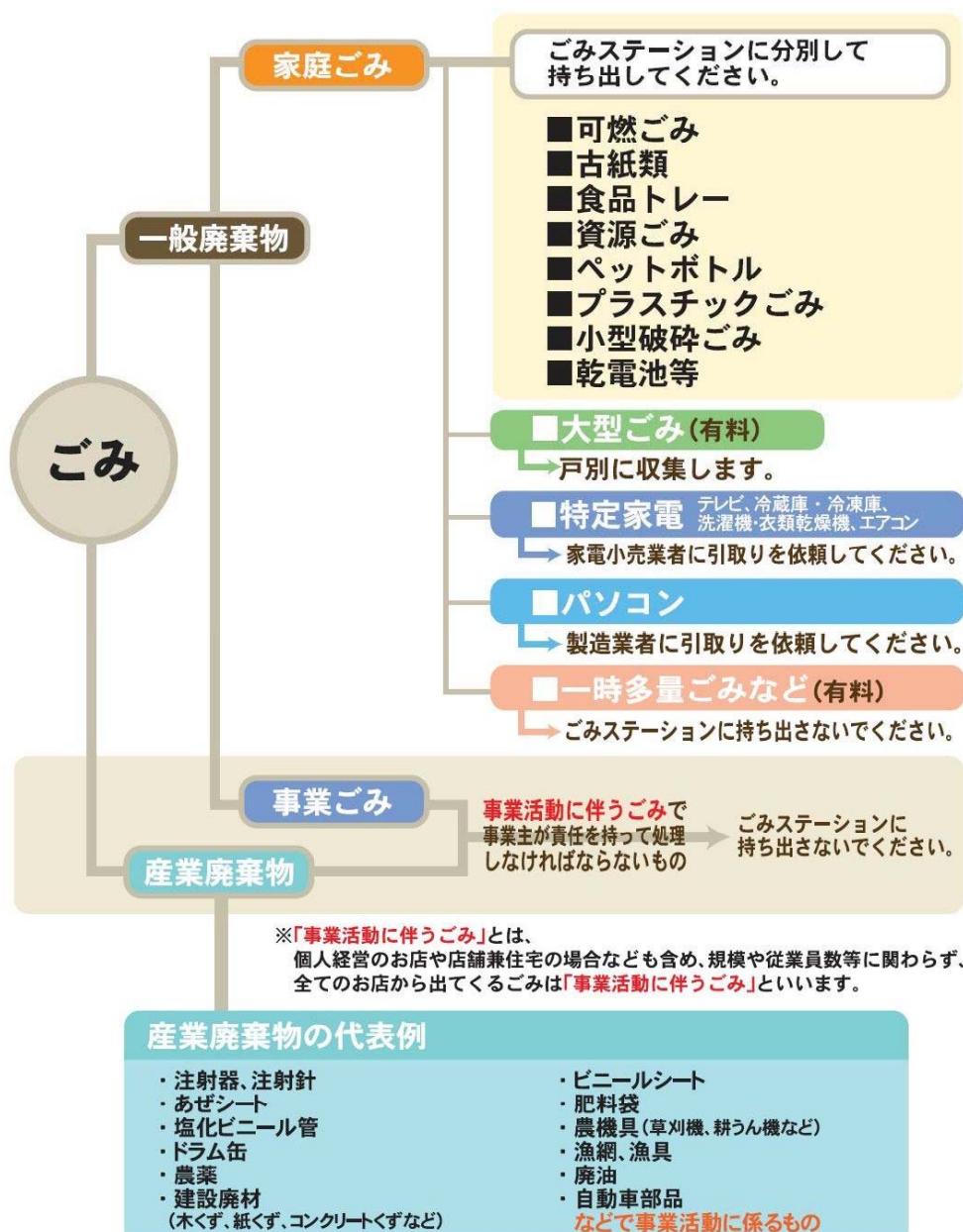
(5) 動物の死体処理手数料について

- ・動物の死体処理手数料について

1. 質問事項

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年条例第2号）第29条に規定する一般廃棄物処理手数料は、平成25年度鳥取市環境審議会答申を経て、平成27年3月31日まで現行手数料を据え置くことになっていますが、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの一般廃棄物処理手数料について見直しを行い、当審議会に適正な処理手数料等を質問いたします。

2. 鳥取市のごみの分類区分（家庭ごみの分別と出し方ガイドP1より抜粋）



3. 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

（一般廃棄物処理手数料）

第29条 市長は、別表に定める一般廃棄物の処理を行ったときは、占有者から同表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

別表(第29条関係)

一般廃棄物処理手数料

区分		額
可燃ごみ	市が収集し、運搬する場合	可燃ごみの指定袋大1枚につき60円 可燃ごみの指定袋中1枚につき40円 可燃ごみの指定袋小1枚につき30円 可燃ごみの指定袋極小1枚につき15円
	市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合	積載量が10キログラムまで1台につき120円 積載量が10キログラムを超えるときは、1台につき120円に10キログラム又はその端数を増すごとに120円を加算した額
プラスチックごみ		プラスチックごみの指定袋大1枚につき30円 プラスチックごみの指定袋中1枚につき20円 プラスチックごみの指定袋小1枚につき15円
大型ごみ		容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
特定家庭用機器廃棄物		品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
動物の死体		1頭につき1,000円

4. 一般廃棄物処理手数料の見直しについて

(1) 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について

① 家庭ごみの有料化について意義と経緯

（意義）

家庭ごみの有料化は、単にごみ処理のための費用負担を住民に求めるだけでなく、処理費用の一部を直接負担していただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみの減量やリサイクルの促進を目的としています。

指定袋の価格は、ごみの減量意識を高めてもらうために、袋の大きさによって価格差を設け、努力してごみを減らせば負担が少なくなるよう設定しています。

循環型社会を形成するためには、モノを過剰に消費している今のライフスタイルを見直すことが必要であり、家庭ごみ有料化はそのきっかけにしようとするものです。

（経緯）

本市では、ごみ減量化の有効な手段の一つとして、家庭ごみの有料化の導入を検討するため、平成18年7月より鳥取市清掃審議会で審議を重ね、答申を受けました。

その間、市民パブリックコメントを実施し、市民の皆様の貴重なご意見をお聴きしながら進めてきました。

そして、平成19年3月定例市議会の議決を経て、平成19年10月から家庭ごみの有料化を実施し、現在、家庭ごみ有料化制度を導入してから7年余りが経過しました。

② 有料化導入後の家庭ごみ排出量について

ごみ総排出量は、家庭ごみ有料化制度導入後、平成25年度実績において、平成18年度比で約19%減少しました。

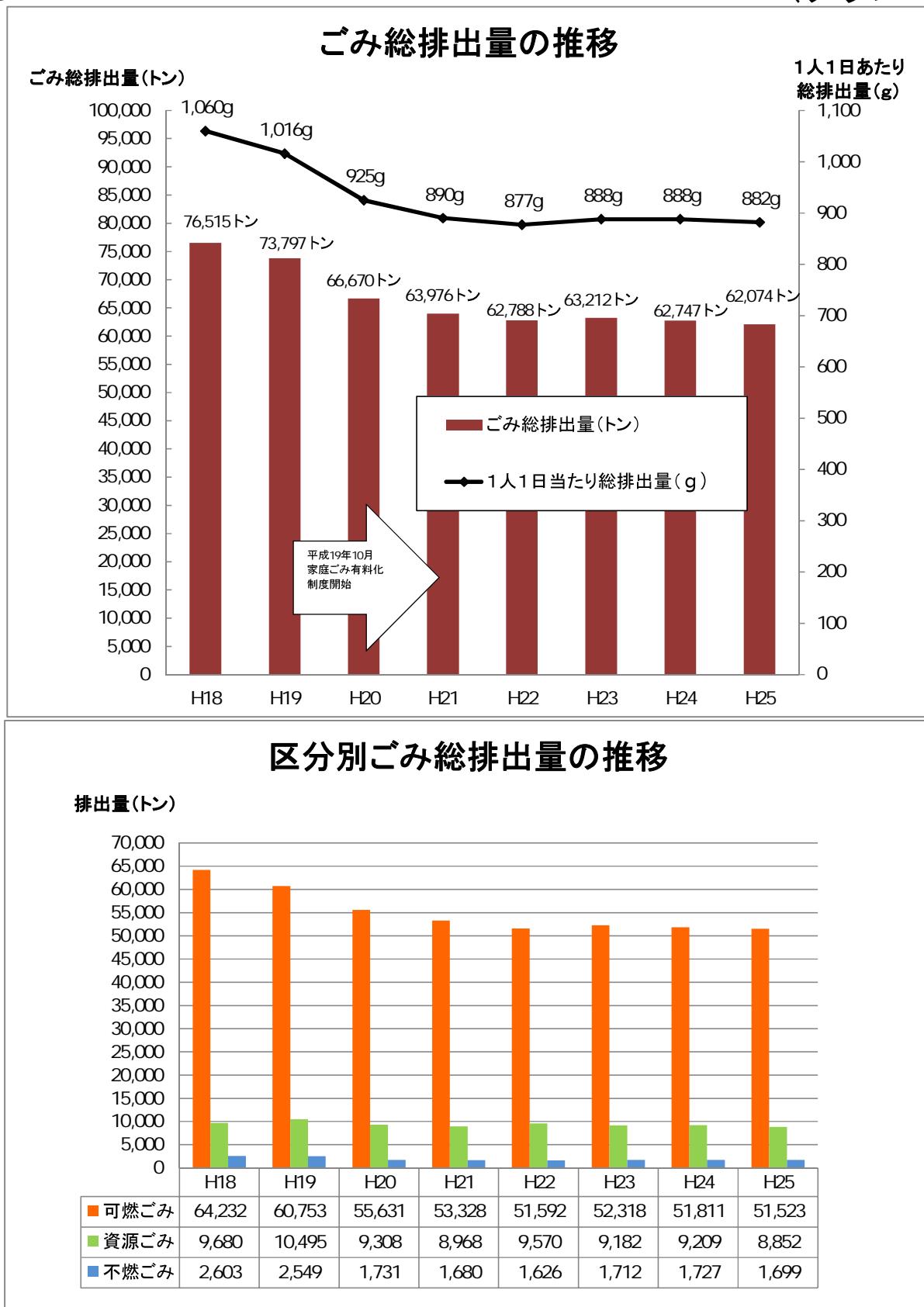
また、家庭から出る可燃ごみの排出量は、有料化制度導入後、平成25年度実績において、平成18年度比で約24%減少しました。

同様に、家庭から出るプラスチックごみの排出量は、平成25年度実績において、平成18年度比で約7%減少しました。

家庭ごみ有料化制度が7年余り経過しましたが、市民の皆様の減量努力により、ごみの減量化が図られています。

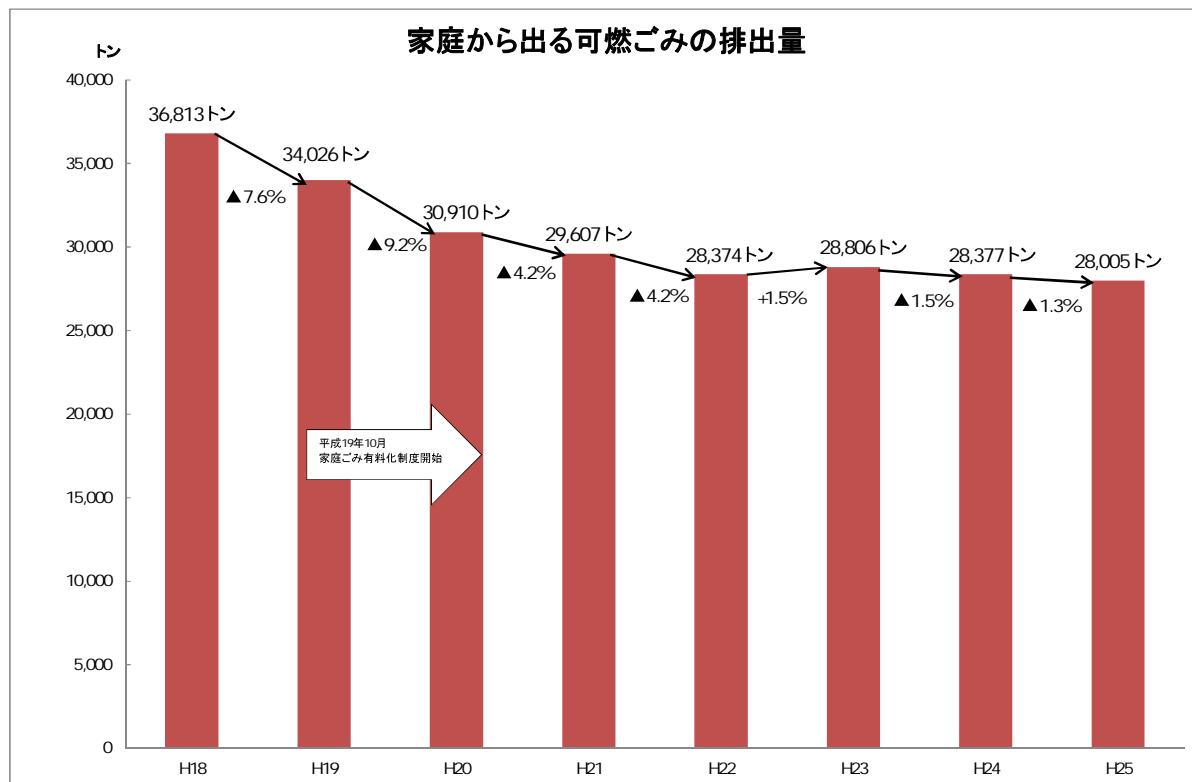
②有料化導入後のごみ排出量について

(グラフ1)



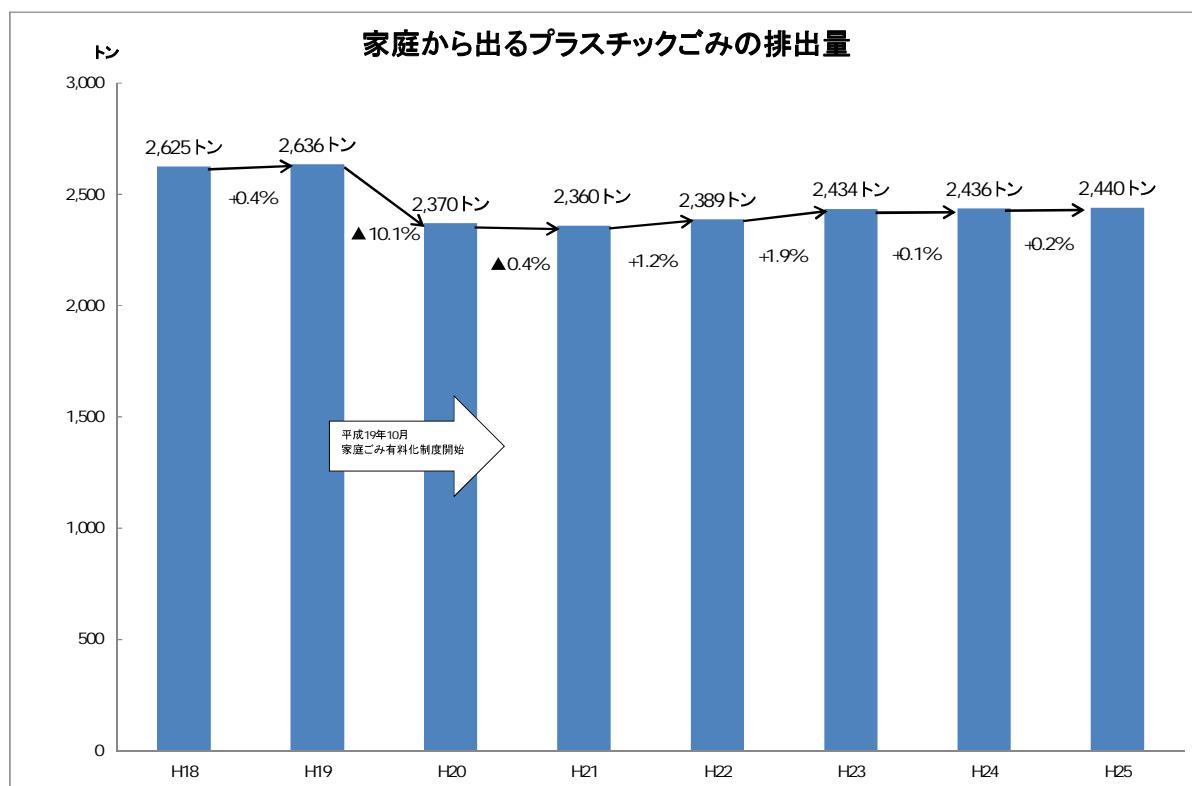
② 有料化導入後のごみ排出量について

(グラフ2)



② 有料化導入後のごみ排出量について

(グラフ2)



③ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の料金設定について

ごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）は、ごみ処理費用の一部負担、ごみ減量目標との整合性、周辺自治体の料金との関係等を考慮し、ごみ処理原価の1割程度の負担が適当であると考え、袋の規格に比例した価格に設定されています。

プラスチックごみ処理手数料については、分別徹底を図る観点から、可燃ごみ処理手数料の半額に設定されています。

④ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の現行価格

現行価格（税込）は以下のとおりです。

サイズ 種類	大（45L）	中（30L）	小（20L）	極小（10L）
可燃ごみ	60円/1枚 600円/1セット	40円/1枚 400円/1セット	30円/1枚 300円/1セット	15円/1枚 150円/1セット
プラスチックごみ	30円/1枚 300円/1セット	20円/1枚 200円/1セット	15円/1枚 150円/1セット	

※有料指定袋は10枚1セットで販売します。

⑤ 消費税との関係について

国や地方自治体における各種公共料金につきましては、消費税法の規定で非課税になるものを除き、消費税の課税対象となっていますが、一般会計で実施しているものに限っては、事業者（市の一般会計）の納税義務が発生しない仕組みになっております。（※1）

しかしながら、本市のごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）につきましては、消費税率の引き上げがなされた場合、ごみ処理にかかる経費の増加が予想され、ごみ処理原価の1割程度の負担となっているごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）に影響が出てくることが考えられます。

各種公共料金と同様に、消費税率の引き上げによる費用上昇部分につきましては、その料金に対して適切に転嫁することが必要であると考えられます。

(※1)

一般会計に限っては、消費税額（売上げに係る消費税額）から控除することができる金額には、消費税額（仕入れに係る消費税額）と同額とみなすこととなっているため、納税する消費税額はゼロとなります。

また、一方、公営企業や特別会計においては、一般企業と同様に、仕入税額控除制度により算出した金額（売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した金額）を納付しています。

従って、公営企業で実施している「下水道使用料」や「水道料」等特別会計で実施している公共料金においては、消費税が当然に転嫁されることになっています。